

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂登米中田店

登米市中田町石森字加賀野二丁目4番地1号 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

有限会社ケーワイケープランニング 代表取締役 築田 美穂子

岩手県盛岡市南仙北一丁目15番地12号

3 市町村の意見の概要

- (1) 歩行者の通行の利便の確保について、市道梅ノ木駒牽線は右折ラインがなく、また、店舗駐車場へは歩道を横断して車両が進入することになるため、新規開店時等、混雑が予想される日には、必要に応じて駐車場出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等を適切に誘導するなど安全確保に万全を期されたい。
- (2) 店舗の周辺は住宅街となっていることから、荷さばきを含めた車両の出入りに伴う騒音や室外機等設備機器の振動、屋外照明の設置等、出店後の生活環境保持について、周辺住民等と必要な協議及び意見交換ができるよう配慮されたい。
- (3) 廃棄物について、公衆衛生向上のために、廃棄物の分別と減量化推進に努められたい。
- (4) 地域防犯の観点から、店舗周辺は住宅が混在しており、犯罪防止の徹底を図るために防犯パトロール等の強化に努められたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、登米地方振興事務所及び登米市役所

6 縦覧期間

平成18年12月22日から平成19年1月22日まで（ただし、閉庁日を除く。）